別添－２

特記仕様書の記載例（「受注者希望型」ICT活用工事）

第○○条 ICT活用工事について

１　ICT活用工事

本工事は、「大分県漁港漁場整備事業ＩＣＴ活用工事試行要領」に基づき、受注者の提案・協議により、起工測量、設計図書の照査、施工、出来形管理、検査及び工事完成図や施工管理の記録及び関係書類について3次元データを用いた情報化施工技術を活用する「情報化施工技術活用工事（ＩＣＴ活用工事）」（受注者希望型）である。

２　ICT活用工事の施工プロセス

ＩＣＴ活用工事とは、次に示す①～⑤の施工プロセスにおいてＩＣＴ施工技術を活用する工事である。

1. ３次元起工測量
2. ３次元数量計算
3. ＩＣＴを活用した施工
4. ３次元出来形管理等の施工管理
5. ３次元データの納品

３　ICT活用工事（受注者希望型）の実施

受注者は、ICT活用工事を実施する希望がある場合は、施工計画書提出までにICT活用工事計画書（別紙）を監督員へ提出した上で協議を行い、協議が整った場合にICT活用工事を行うことができる。なお、上記２の①～⑤のＩＣＴ施工技術の部分活用を認める。ただし、②、④、⑤は必須とする。

４　施工計画書

受注者は、実施内容等について施工計画書に記載するものとする。

５　ICT機器類

ICT施工を実施するために使用するICT機器類は、受注者が調達すること。また、施工に必要なICT活用工事用データは、受注者が作成するものとする。使用するアプリケーション・ソフト、ファイル形式については、事前に監督員と協議するものとする。

発注者は、3次元設計データの作成に必要な詳細設計において作成したCADデータを受注者に貸与する。また、ICT活用工事を実施する上で有効と考えられる詳細設計等において作成した成果品と関連工事の完成図書は、施工区間の前後を含め必要な範囲を積極的に受注者に貸与するものとする。

６　出来形数量の算出

土木工事施工管理基準及び規格値に基づく出来形管理が行われていない箇所で、出来形測量により形状が計測出来る場合は、出来形数量は出来形測量に基づき算出した結果とする。

７　その他

本特記仕様書に疑義を生じた場合または記載のない事項については、監督員と協議するものとする。

第○○条　ICT活用工事における適用（用語の定義）について

図面とは、入札に際して発注者が示した設計図、発注者から変更または追加された設計図、工事完成図、3次元モデルを復元可能なデータ（以下「3次元データ」という。）等をいう。

なお、設計図書に基づき監督員が受注者に指示した図面及び受注者が提出し、監督員が書面により承諾した図面を含むものとする。

第○○条　ICT活用工事の費用について

１　受注者が、契約後、施工計画書の提出までに発注者へ提案・協議を行い、協議が整った場合、ICT活用工事を実施する項目については、設計変更の対象とする。